



京都電子工業(株) グリーン調達ガイドライン

第1版（2020年10月）

目 次

はじめに	1
1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. 要求事項	2
1) お取引先様への要求事項	2
a) 環境マネジメントシステムの認証取得	2
b) 含有する化学物質に関わる品質管理体制の構築	2
c) 京都電子工業(株)グリーン調達基準の順守	2
2) 調達品の要求事項	3
a) 京都電子工業(株)使用禁止物質の調査のお願い	5
b) 使用禁止物質非含有証明書のご提出	5
c) 使用禁止物質含有報告書のご提出	5
4. 機密保持	5
5. 改訂履歴	6

当社の文書は、資源保護の為
再生紙を使用しています。

はじめに

近年の地球環境問題は複雑、多岐に渡るとともに、企業の社会的責任として環境保全に対する取組みの要請が高まってきております。また欧州では RoHS^{*1)}や REACH^{*2)}などの指令の発効など、環境配慮への取組みはもはや避けることのできない問題となっています。

弊社では環境方針に定めた「人と地球の美しい共生」をテーマに、研究用分析計の生産活動を通じた継続的な自然環境の保全を実現するために、製品の設計段階から”環境”を盛り込む活動を展開しております。この活動は弊社だけで実行できるものではなく、お取引先様のご協力が不可欠となります。

そのため、使用する原材料や部品、設備等の調達において、環境負荷の少ない物品やサービスを優先し、有害化学物質の不使用や削減を目指した「グリーン調達」を進め、少しでも地球環境の保全に貢献できればと考えております。こうした状況に鑑み、「京都電子工業(株)グリーン調達ガイドライン」を作成しました。

このガイドラインは弊社が物品等を調達するにあたっての基準ですが、その対応については、お取引先様に強制するものではありません。しかしながら、地球全体で環境保全が叫ばれる昨今、このような活動を通して持続可能な社会を形成していくのは私達の責務であると考えます。

お取引先様におかれましては、弊社の活動の主旨をご理解いただきご協力頂くようお願い申し上げます。

*1)RoHS (Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment) :

電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令

*2)REACH (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals) :

化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則

1. 目的

この「グリーン調達ガイドライン」は、京都電子工業株式会社(以下、当社という)がお取引先様から物品およびサービスを調達するときの基準を示したものです。各国の環境関連法規の順守を図るとともに、環境保全・循環型社会の構築に貢献することを目的とします。

2. 適用範囲

当社が生産する製品を構成する原材料・部品(製品・部品とともに市場に出る包装材・補助材を含む)および用度品、設備など当社の調達品すべてに適用します。当社が設計または製造を委託して製作していただく製品・部品に対しても適用します。

3. 要求事項

グリーン調達にあたり、2 つの側面(お取引先様の評価と調達品の評価)に対する要求事項を定めます。これらの当社の要求事項に対して、積極的に取組まれているお取引先様を優先して取引させていただきます。

1) お取引先様への要求事項

お取引させていただくにあたって、環境関連法規に順守されていることを前提に下記、要求事項を定めます。

a) 環境マネジメントシステムの認証取得

ISO14001 または KES などの環境マネジメントシステムの第三者認証を取得されていることを推奨事項とします。できる限り、第三者機関の認証取得をお願いします。

b) 含有する化学物質に関わる品質管理体制の構築

- ① 製造から出荷までのすべての工程において、有害化学物質を含む製品を作らない品質管理体制を構築していること。
- ② 含有する有害化学物質情報の管理体制が整っていること。
- ③ 含有する有害化学物質における管理責任者が設定されていること。
- ④ 有害化学物質に関わる社内教育が実施されていること。

c) 京都電子工業(株)グリーン調達基準の順守

当社が定めるグリーン調達基準の順守、納品する製品の使用材料リストと、含有する化学物質に関わるデータの提示、提出に同意していただきますようお願いいたします。

2) 調達品の要求事項

原材料や部品など、調達品に含有する化学物質については禁止物質と管理物質を下記の通り定め、調査と管理を行います。

京都電子工業㈱禁止物質、管理物質一覧

分類	化学物質	主な参照法令
禁止物質	カドミウム及其化合物 六価クロム化合物 鉛及びその化合物 水銀及びその化合物 ポリ臭化ビフェニル類(PBB類) ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類) フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) フタル酸ブチルベンジル(BBP) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ジイソブチル(DIBP)	RoHS 指令
	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TB TO) トリブチルスズ類(TBT 類)、トリフェニルスズ類(TPT類) ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類) ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上) 短鎖型塩化パラフィン アスベスト類 アゾ染料・顔料 オゾン層破壊物質 放射性物質 PFOS/PFOS 類縁化合物 2-(2H-1, 2, 3- ベンゾトリアゾール- 2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチル フェノール ヘキサクロロベンゼン フマル酸ジメチル(DMF) ヘキサブromシクロドデカン(HBCD 又は HBCDD) PFOA(ペルフルオロオクタン酸)とその塩及び PFOA 関連物質	化審法 REACH 規則 POP s

分類	化学物質	主な参照法令
管理物質	アンチモン及びその化合物 ヒ素及びその化合物 ベリリウム及びその化合物 ビスマス及びその化合物 ニッケル及びその化合物 セレン及びその化合物 その他 (PBB類、PBDE 類以外) 臭素系難燃剤 ポリ塩化ビニル (PVC) フタル酸エステル類 オゾン層破壊物質 (Class II HCFC) 二置換有機スズ化合物 (DBT、DOT など) コバルト及びその化合物 ホルムアルデヒド ベンゼン フッ素系温室効果ガス REACH/制限物質に該当する 多環芳香族炭化水素 (PAHs) REACH/制限物質 REACH/認可対象物質 REACH/SVHC JAMP 管理対象物質 chemSHERPA 管理対象物質	—

a) 京都電子工業㈱使用禁止物質の調査のお願い

当社が定める使用禁止物質および管理物質の、原材料や部品などへの含有について調査をお願いいたします。なお、原則として本調査は電子データでの調査となります。

記入方法・手順は、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の様式に基づいていますので、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)のホームページより、「chemSHERPA」データ作成支援ツールとマニュアルの最新版をダウンロードの上、ご確認頂きご回答をお願いいたします。

b) 使用禁止物質非含有証明書のご提出

a)項の調査の結果、当社が定める禁止物質について含有しないことが確認できましたら、「京都電子工業㈱環境負荷化学物質_調査報告書」に会社名、住所、電話番号を記入し、記載事項に責任の持てる方のご署名、捺印の上ご提出ください。

c) 使用禁止物質含有報告書のご提出

a)項の調査の結果、当社が定める禁止物質について、技術上等の理由によりやむを得ず含有している場合は、「京都電子工業㈱環境負荷化学物質_調査報告書」に会社名、住所、電話番号を記入し、記載事項に責任の持てる方のご署名、捺印の上ご提出ください。

4. 機密保持

個人情報保護法に基き、本調査で当社が知り得たお取引様の個人情報につきましては、環境調査以外の目的で利用致しません。また調査結果を外部に公開することは一切致しません。

5. 改訂履歴

日付	頁	内容
2020.10.14	-	制定